

掛川市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり結果を公表する。

令和4年12月20日

掛川市監査委員 山 下 一 夫

掛川市監査委員 山 本 行 男

令和4年度

財政援助団体等監査
結果報告書

掛川市監査委員

目 次

1	監査の種類 -----	1
2	監査の対象 -----	1
3	監査の範囲 -----	1
4	監査の期間 -----	1
5	監査の方法 -----	1
6	監査の結果 -----	1
7	意見 -----	2
8	施設の概要 -----	3

遠州南部とうもんの里総合案内所

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査

2 監査の対象

団体名	特定非営利活動法人 とうもんの会
施設名	遠州南部とうもんの里総合案内所
指定期間	平成29年4月1日から令和4年3月31日まで
所管課	産業経済部農林課

3 監査の範囲

令和3年度における公の施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行及び管理業務の状況

4 監査の期間

令和4年9月7日から同年12月20日まで

5 監査の方法

指定管理者が管理する公の施設の管理運営に係る出納その他の事務が、条例、規則、協定書等に沿って適正に執行されているかに主眼を置き、協定書その他関係書類の検査を行い、所管課及び指定管理者の職員から説明を聴取するとともに、対象施設の現地確認を行った。

6 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

なお、事務の一部において、次のとおり是正又は改善が必要である事項が認められたので、所管課は、指定管理者に対する指導を含め、早期に適切な措置を講じられたい。また、監査の際に認められた軽微な事務処理誤り等については、その都度所管課に対して指導した。

【指摘事項】

- (1) 特定非営利活動法人とうもんの会（以下「とうもんの会」という。）の指定管理業務受託事業の経理専用口座の通帳及び預金出納帳を確認したところ、立替金の名目で令和3年6月7日に30万円、同年10月7日に50万円が引き出されていた。とうもんの会に説明を求めたところ、前者は、とうもんの会が事務局業務を受託している任意団体Aの運営資金の一部に充てるため、後者は、とうもんの会が加入している任意団体Bの運営資金の一部に充てるため、一時的に立て替えたという回答であった。そこで、再度当該通帳及び出納帳を確認したところ、前者については同年8月26日付けで、後者については同年10月11日付けで、当該立て替えた額と同額が

当該通帳に入金されていた。とうもんの会によれば、前記の各団体の会計は、例年、国からの補助金が入金されるまでの間、一時的に資金不足状態に陥ることから、指定管理業務受託事業会計で立て替えているという説明であった。

遠州南部とうもんの里総合案内所の管理運営に関する包括協定書（以下「協定書」という。）第12条によれば、管理運営業務に関する経理は、専用口座で管理し、当該団体自身の経理と独立して管理すべきとしている。他団体の経理についても同様に区分すべきである。

今回の監査では、前述のとおり、法的根拠のない立替金が2件認められたが、既に返還されており、事件性は認められなかった。しかしながら、指定管理料は公的資金であり、いかなる理由にせよ法定外の流用は是認することができない。また、このような会計処理は、公金紛失等の事態を招きかねない。今後は、担当課と連携して概算払など、補助金の支払い時期を早めるための方策等を検討するとともに、やむを得ず立て替えなければならない状況が生じた場合には、速やかに借用書を作成するなど、金銭授受の事実や貸借関係を明確にしておくよう公金管理に万全を期されたい。

(2) 会計書類を確認したところ、収入においては、現金を収納した際に作成すべき収入伝票が作成されておらず、支出においては、支払箋の一部に理事長や担当者の押印漏れや領収書の添付漏れが見られるなど、出納手続に関する書類上の不備が複数見られた。

協定書第8条によれば、指定管理者は、指定管理業務受託事業を行うに当たっては、協定書等のほか、地方自治法、本市会計規則等の定めによるものとされているから、これらの不備は、早急に是正されなければならない。

今後、とうもんの会においては、関係規程を再確認の上、適正な会計処理とチェック体制の見直しに努めていただき、担当課においては、会計処理の定期的な検証と指導体制の強化を図るなど、関係規程に準拠した適正な会計処理の担保に努められたい。

7 意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、次のとおり意見を提出する。

とうもんの会は、農林水産省の田園空間整備事業の受皿を担う団体として平成18年3月に設立された特定非営利活動法人で、平成19年4月1日からは、本市が設置した遠州南部とうもんの里総合案内所（以下「とうもんの里」という。）の指定管理者として同施設の管理を行っている。

主な活動は、同施設の指定管理業務受託事業のほか、とうもんの里を拠点として、遠州南部地域における農業や農村文化の情報発信、農業体験、食体験、自然観察等を通じた地域交流事業を実施しており、その積極的かつ多彩な活動は、周知の事実である。

ところで、とうもんの会では、協定書第16条の自主事業として、毎週末にとうもんの里の展示室を会場として、朝採り市を開催し、季節の野菜や果物を中心とする地元の農産物、加工品、惣

菜等の販売を行っている。この事業は、とうもんの里の利用者に対するサービスや集客力の向上に大きく寄与しており、監査委員としても高く評価している。ただし、事業計画書によれば、朝採り市は営利事業に区分されており、また、展示室は、本来、地場産品等の展示、紹介等を目的とする施設であり、かつ、使用許可の対象外とされている点を踏まえれば、展示室における朝採り市（営利事業）の実施に当たっては、地方自治法第238条の4第7項の行政財産の目的外使用許可が必要であることに留意されたい。朝採り市は、とうもんの会にとって貴重な収入源であると同時に、遠州南部地域内の新鮮野菜等を当該地域の内外に紹介する絶好の機会でもあるから、今後は、適正な手続を行った上で、さらなる事業の充実に努めていただきたい。

最後に、とうもんの会は、長年にわたり、遠州南部地域における農村の自然・文化の継承役として、地域とともに歩んできた団体であり、その功績は極めて大きい。しかしながら、前記6で述べたように、会計手続において、指摘すべき会計処理の不備が複数見られた。また、監査の際には、とうもんの会と担当課の双方から事務処理能力の向上、次世代の人材育成等が課題として挙げられていた。

担当課の指導の下、早急に課題の検証と具体的な対策を講じた上で、遠州南部地域における地域振興の主役として、さらなる活動の充実に努めていただくよう強く期待する。

8 施設の概要

名 称	遠州南部とうもんの里総合案内所	
指 定 管 理 期 間	平成29年4月1日から令和4年3月31日まで（5年間）	
指 定 管 理 料	令和3年度	8,500,000 円 利用料金制の採用：無
施設の収支状況	収 入	8,500,000 円
	支 出	8,500,000 円
	収支差額	0 円
利 用 実 績 (令和3年度)	区 分	利用者数
	施設利用者数	104,562人